

# 山田運送株式会社 東和観光バス

## 事故発生対応マニュアル

交通事故が発生したとき、人命救助を第一とし乗務員の適切な措置を講じることとする。  
また、続発事故を招くなど被害が拡大するおそれがある事から、下記方法にて対応する事とする。

### 【1. 事故現場での乗務員の措置】

交通事故を起こした場合、乗務員はただちに車両の運転を停止し、次の措置をとらなければならない。

①死傷者があるときは、ただちに応急救護措置をとる。

②事故車両が後続事故を起こすおそれがある時は、現場の状況を確認したうえで安全な場所に移動させる。

③警察に通報するとともに、運行管理者に連絡し指示を受ける。

④事故の相手方を確認する（氏名・年齢・相手車のナンバー・連絡先等）。

※事故現場で相手方と示談に関する交渉はしないこと。

⑤目撃者を確認する（氏名や連絡先等）。

### 【2. 高速道路での事故の場合】

高速道路の場合は、死傷者があるときは、ただちに応急救護措置をとるとともに、上記1. の他、次の措置をとる。

①停止表示器材を後方から見やすい位置に置き、後続事故の防止を図る。

②非常電話（携帯電話等含む）交通管制室に事故の通報をする。

③待機するときは、必ずガードレール等の外側に出る。

### 【3. 踏切で故障等が発生した場合】

踏切で車両事故等が発生し、動けなくなったときは、上記1. の他、速やかに次の措置をとる。

①警報機のある踏切では、警報機に取り付けてある踏切支障報知装置を押す。

②踏切支障報知装置のない踏切では、発煙筒などを使用して列車に合図する。

③発煙筒がない場合には、煙の出やすいものを燃やすなどして、列車に合図する。

以上